

協議事項 3 協議会規約改正について

「土岐市地域公共交通活性化協議会規約第 5 条」において、監事は土岐市連合自治会会長及び土岐市健康福祉部長をもって充てることとしております。

この度、土岐市連合自治会会長の負担軽減を目的として、土岐市連合自治会の代表が委員となります。土岐市連合自治会の代表は土岐市連合自治会会長以外の方が務めることも可能であるため、協議会規約を以下のとおり改正するものです。

第 5 条（役員）

改正案	現行
第 5 条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 監 事 2 名 2 <u>会長は副市長を、副会長は学識経験者を、監事は土岐市連合自治会の代表及び土岐市健康福祉部長をもって充てる。</u> 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。 5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。 (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを協議会に報告すること。 (3) 前号の報告をするために必要があるときは、協議会を招集すること。	第 5 条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 監 事 2 名 2 <u>会長は副市長を、副会長は学識経験者を、監事は土岐市連合自治会会長及び土岐市健康福祉部長をもって充てる。</u> 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。 5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。 (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを協議会に報告すること。 (3) 前号の報告をするために必要があるときは、協議会を招集すること。

土岐市地域公共交通活性化協議会規約

平成 21 年 2 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 土岐市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を土岐市土岐津町土岐口 2101、土岐市役所内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関わる事項。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 市民又は利用者の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者団体
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表者
- (5) 国及び県の関係行政機関
- (6) 多治見警察署
- (7) 副市長及び市職員
- (8) 学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は副市長を、副会長は学識経験者を、監事は土岐市連合自治会の代表~~会長~~及び土岐市健康福祉部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを協議会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、協議会を招集すること。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は会長が指名する者をもって充てる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開く事ができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員は、会議に代理人を出席させることができる。

6 会議は必要に応じて書面による開催とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が召集し、その議長となる。
- 4 前3項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、土岐市地域振興部産業振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

この規約は、平成27年7月14日から施行する。

この規約は、平成29年5月29日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年5月28日から施行する。

この規約は、令和5年〇月〇日から施行する。